

## 平成19年度「専修学校教育重点支援プラン」成果報告書

事業名	実務法務高度教育プログラムの開発－4年制専門学校の実務法務高度教育プログラムの開発－		
法人名	学校法人有坂中央学園		
学校名	群馬法科ビジネス専門学校		
代表者	理事長 中島利郎	担当者 連絡先	下田秀之 TEL 027-256-7000

### 1. 事業の概要

日本社会はグローバル化が進み同時に自己責任の時代を迎え、行動規範として法令遵守(法的妥当性)が重視されて来た。特に産業界では経営者や管理者に限らず全社員に「実務法務の知識」が求められ、企業経営においては「予防法務とコンプライアンス経営、そしてガバナンス」がますます重要になっている。

さらに企業経営の神経回路となる内部統制(実施基準)が公表・確定し、本格的なリスク管理体制の構築が求められている。本校は昨年度、新教育領域の実務法務教育プログラムを完成したが、さらに社会の変化に対応し、産業界が希求する経営法務に精通した高度専門人材を育成する「4年制の実務法務」の教育プログラムを開発した。

### 2. 事業の評価に関する項目

#### ①目的・重点事項の達成状況

- (1). 当初計画した教育プログラムを構築し、目標とした教育カリキュラム(教材660頁)を編成できた。
- (2). 当初計画した10講座と追加の2講座の実証講座をすべて実施した。
- (3). 計画を達成するために実施した分科会活動、講演会活動により、学外の産・官・学の協力者から多大な協力を得られた。事業活動の成果は実績報告書(特に入門編と経営法務編)にまとめることができた。

#### ②事業により得られた成果

- (1). 教育カリキュラムは20単位40科目450時間の構成によるもので体系的な教材ができた。
- (2). このカリキュラムの開発は、大学教授、実務家、研究者、学校講師による実証講座を経て編集した。
- (3). 実証講座(12回)、普及講演会(5回、実質6回)を開講し、講師の養成も実施できた。
- (4). 教育カリキュラムの編成は調査活動を踏まえたもので実務教育の名に恥じない編成内容である。

#### ③今後の活用

今回の事業成果をもとにした平成19年度以降の新学科コース事業展開

- (1). 本校
  - ① 群馬法科ビジネス専門学校法律ビジネス学科(4年制)経営法務コースの教育テキストに使用する。
  - ② 社会人向けビジネス実務法務、予防法務、コンプライアンス対策、文書管理事務を習得し就職する。

#### (2). 教育プログラムの周知

事業実施校、協力校、各委員が関与する学校・諸団体に事業成果の教育プログラムを配布し周知する。

- (3). 大学・社会人講座の開催と講師派遣  
講座の講師について開発にあたった各委員のうち希望者等を派遣する。

#### ④次年度以降における課題・展開

- (1). 今後の課題 講師のレベルアップ、教科間の学習時間の連携が重要であると考える。
- (2). 教材はビジュアルな紙面づくりを工夫したが十分ではなかった。
- (3). 内部統制・ガバナンス問題への究極的対応に関する実務法務教育プログラムができた。機会があればこのテーマで再度取り組みたい。

### 3. 事業の実施に関する項目

#### ①ニーズ調査等

- 調査のねらい: 究極的には法化社会の進展と教育ニーズを知るためである。
- 対象と方法: 法律専門家、企業の管理者へのアンケート調査(181件)とヒアリング(調査5先6箇所)。
- 調査項目: (調査票様式は「実績報告書 I」を参照)
- 調査結果及び分析の内容: 事業報告編「実績報告書 I」に収録

#### ②カリキュラムの開発

- 序編: 入門編、本編: 実務法務編、後編: 経営法務編の構成として開発した。
- 開発内容の骨子は、ア. 実務法務編: 取引主体・取引法務・債権法務・管理法務・紛争解決法務の分野等  
イ. 経営法務編: 予防法務、コンプライアンス経営、ガバナンスに関する分野等  
ウ. 入門編: ガイダンス、文書(記録情報)管理業務、ITへの対応等

#### ③実証講座

実証講座12講座<群馬法科ビジネス専門学校、社会人教育センター(12回)>を通じて受講者の感想: 実証講座の受講者にアンケート(講義の関心、教材の良否、講師の教え方、学生の理解度など、5段階チェック方式で採点)を実施した。若い学生や社会人に対する法律系の講義でどれだけ理解できるか心配したが、講師が時事的な話題を盛り込んでくれたので概ね好評だった。この分析を踏まえ学校教育に実際に使用する。

#### ④その他

<実務法務教育カリキュラムの特徴>

- (1). 法律単位(民法・商法等)の学習でなく、実務横断的な法務教育&学習カリキュラムを構築
- (2). 実務的な学習内容であり、法理論の学習でなく、読み・書き・判断学習
- (3). 通常取引、紛争予防、紛争発生と解決というステージで学習
- (4). 契約文書や手形小切手など実践的観点から法学教育を編集(総務・人事・経理・営業の仕事を想定)
- (5). 企業活動の「リスク対策」として実務法務を捉え、予防法務・コンプライアンス経営、コーポレート・ガバナンス、記録情報管理業務、ITへの対応を実習形式で学ぶ